　　　　令和７年度三原市メンタルヘルスサポート事業業務委託

　　　　に係る公募型プロポーザル募集要項

１　目的

　　メンタルヘルス不調者の早期発見・早期支援のため、カウンセリングを行い、メンタルヘルス不調者の重症化を予防することを目的とする「三原市メンタルヘルスサポート事業」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行う。

２　業務概要

(1) 業務名称 「三原市メンタルヘルスサポート事業業務」

(2) 業務内容　別紙令和７年度三原市メンタルヘルスサポート事業業務

仕様書のとおり

(3) 履行期間　令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。

(4) 予算上限額　3,681,600円（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　　　　なお、委託料は相談実績に応じ支払うものとし、この予算額

の全額を保障するものではない。

３　参加資格要件

　　以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第４項の規定に

該当しない者であること。

(2) 参加申込時において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱

第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(3) 本市の令和６年から令和８年度の物品調達等指名競争入札参加資格登録

業者に登録があること。ただし、登録されていない者が参加表明書

を提出する場合、次の書類を添付すること。

　　 〇 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

　　 〇 印鑑登録証明書（写し可）

　　 〇 決算書の写し（申請日の事前事業年度の１年間分の財務諸表のうち、

①貸借対照表、②損益計算書）

　　 〇 市税の納税証明書（写し不可、市税の滞納がないことの確認のため。三原市に納税義務がない場合不要）

　　 〇 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく公正手続開始の申立て、

または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申

立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、

かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律

第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

４　説明会の開催

　　本プロポーザルに関わる説明会は実施しない。

５　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 月　日 |
| プロポーサルの公募開始（募集要項・仕様書公表、配布開始・受付） | 令和７年２月21日（金） |
| 質問書提出期限（電子メールにて） | 令和７年２月26日（水） |
| 参加表明書等提出期限 | 令和７年２月28日（金） |
| 質問書への回答 | 令和７年３月４日（火） |
| 企画提案書の提出期限 | 令和７年３月10日（月） |
| プレゼンテーション選考の実施（優先交渉者の選定） | 令和７年３月17日（月） |
| 選定委員会審査結果通知 | 令和７年３月21日（金） |

６　公募

(1) 公募期間　令和７年２月21日(金)から３月10日(月)

(2) 公募方法

三原市ホームページに掲載及び、保健福祉課窓口にて募集要項・仕様書を配布する。

７　質問書の提出及び回答

(1) 提出方法

(質問がある場合は、質問書(様式第１号)に質問事項を箇条書きで記載し、

電子メールにより、件名を「三原市メンタルヘルスサポート事業に関する

質問」とし送信すること。なお、受信確認のため送信した際は、電話にてそ

の旨を連絡すること。

(2) 提出期限　令和７年２月26日(水) 正午までに【必着】のこと。

(3) 提出先　　「11　提出先・問い合わせ先」に同じ。

(4) 回答方法　回答は令和７年３月４日(火)に三原市ホームページへ掲載

する。

８　参加表明書等の提出について

(1) 提出書類

ア　三原市メンタルサポート業務参加表明書(様式第２号)１部

イ　添付書類(該当者のみ　※を参照)

※「令和６年～令和８年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名

簿」に登載されていない者が参加申込書を提出する場合、次の書類を添

付すること。

〇商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

〇印鑑登録証明書　※写し可

〇決算書の写し（申請日の事前事業年度の１年間分の財務諸表のうち、

①貸借対照表、②損益計算書）

〇市税の納税証明書　※写し不可、市への滞納がないことの確認のため、

三原市に納税義務がない場合は不要

〇消費税及び地方消費税の納税証明書　※写し可

　　 ウ　会社概要書(様式第３号)

　　 エ　関連業務実績書(様式第４号)

　　 オ　事業所位置図及び建物平面図（入り口から相談室までの動線を明記

　　　　したもの）

(2) 提出期限　令和７年２月28日（金）17時までに【必着】のこと。

(3) 提出先　　「11　提出先・問い合わせ先」に同じ。

９　企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

ア　見積書及び見積額積算内訳書（様式第５号）　１部

※見積は予算上限額の範囲内であること。

イ　積算内訳について

積算内訳は、開設費、事務費、相談料及び託児料とする。

(ｱ) 開設費（家賃、光熱水費、通信料等）

　（積算方法）月毎の開設にかかる費用を算定すること。

(ｲ) 事務費（相談受付事務にかかる人件費）

　（積算方法）月毎の受付事務にかかる費用を算定すること。

(ｳ) 相談料（臨床心理士等の人件費）

　　（積算方法）相談１件あたりにかかる人件費（単価）に件数を乗じ

て算定すること。

(ｴ) 託児料（託児職員の人件費）

　　（積算方法）託児１件あたりにかかる人件費（単価）に件数を乗じ

　て算定すること。

　　ウ　企画提案書　１部

※Ａ４版任意様式、表紙を除く20ページ以内とすること。

提案は１社につき１提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。また実現可能な提案であること。

　　　 ※提案書を作成するにあたっては、具体的な内容を記載すること。

(2) 提出期限　)令和７年３月10日(月)17時までに【必着】のこと。

(3) 提出先　「11　提出先・問い合わせ先」に同じ。

10　審査方法及び基準

(1) 審査方法

令和７年３月17日（月）に三原市メンタルヘルスサポート事業業務委

託業者選定委員会にて選考を行い、委託に適した業者を決定する。

プレゼンテーションは、事業提案説明20分、質疑応答10分とし、選

定委員による採点を実施し、最良な業者を決定する。

(2) 審査基準

　 三原市メンタルヘルスサポート事業選定基準表（審査表）」のとおり

行い、提案が１社の場合、審査点数の６割以上を満たした業者とする。

６割に満たない場合は、協議のうえ決定する。

※プレゼンテーションにおいては、指定時間内に審査表の内容を具体的に説明すること。

(3) 結果通知

結果通知　令和７年３月21日(金)

　審査結果については、企画提案関係書類の提出があった全事業者に書

面で通知するとともに、業者名・議事録・選定結果を三原市ホームペー

ジに掲載する。

なお、選定の詳細についての問い合わせには一切応じない。

11　提出先・問い合わせ先

　　　〒723-8601

　　　三原市港町三丁目５番１号

三原市保健福祉部保健福祉課健康増進係（岡本・桒田）

　　　電話0848‐67‐6053　　FAX 0848‐64‐2130

　　　email　[sunsea@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:sunsea@city.mihara.hiroshima.jp)

12　その他

(1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(4) 提出書類については、著作権法(昭和45年５月６日法律第48号)

　第18条第３項第３号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成

　17年３月22日条例第12条例第12号）に基づき公開する。

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

(6) 市が定める採点基準に満たない場合には失格とする。

(7) 本件は、開設時期を令和７年４月１日とし、令和７年度予算が成立し、

　上記の予算が執行されることを条件としている。